

長崎県障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、県の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - エ 地域活動支援センター
 - オ 生活介護事業所
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）イ次に掲げる要件の全て満たす事業所
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象品目

特に分野を限定することなく、食品、印刷、清掃等障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

6 調達推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績等を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を設定する。
 - (2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び長崎県財務規則(昭和39年3月24日長崎県規則第23号)等の規定に基づき、予算の適正な執行に配慮しつつ、随意契約による調達の推進に努めるものとする。
 - (3) 障害者総合支援法に基づく事業所に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同受注窓口である「長崎県障害者共同受注センター」を積極的に活用し、発注推進に努めるものとする。
 - (4) 各発注機関が障害者総合支援法に基づく事業所から物品等の調達を円滑に実施できるよう、基礎的な資料として、受注可能な業務を長崎県障害者共同受注センターホームページ(※)に記載し、情報提供する。
- (※) 長崎県障害者共同受注センターホームページ
<http://www.n-kyodo.jp/>
- (5) 各年度、官公需実績の部局毎、種別毎実績を調査し、県の全ての機関へ提供のうえ、発注が可能と見込まれる物品等の情報の集約を行う。
 - (6) (5)を踏まえ、長崎県障害者共同受注センターと共同し、各課等への積極的な要請活動を行う。
 - (7) 市町の発注実績を調査し、必要に応じヒアリングを実施する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、県ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ公表する。

8 調達の目標

令和7年度における障害者総合支援法に基づく事業所への調達目標を次のとおり設定する。

目標額 33,400千円

9 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉保健部障害福祉課とする。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じ本方針の見直しを行うものとする。

附則

本方針は、令和7年5月27日から施行する。